

・ 食べきり協力店を募集しています ・

食べきり 協力店とは

食べ残しや調理段階での仕込みすぎ等、まだ食べられるのに捨てられてしまうものを「食品ロス」と呼んでいます。

すべての方が最後までおいしく食べきり、生ごみの減量、食品ロスの削減を実現するには、飲食店、宿泊施設等のみなさまのご理解とご協力が必要不可欠です。

ぜひ「豊島区食べきり協力店」として登録いただき、下記取り組み項目の実践をお願いいたします。

※登録店舗にはステッカー、ポスター、POP を配布します

一緒に
取り組み
ましょう！



登録のメリット

- ・ 食べ残しが減ることで、生ごみが削減できます。
- ・ 環境にやさしいお店、さまざまな方に配慮したお店としてお客様のイメージアップにつながります。
- ・ 区のホームページに掲載してお店の取り組みなどの情報を PR します。

登録要件 ※1 つ以上の実践で登録できます。

☐ 小盛メニュー等の導入

例) ご飯や料理の量の調整、小盛りメニューやハーフサイズメニュー等の設定

☐ 食べ残しを減らすための呼びかけ

例) 注文時に適量メニューの案内、苦手食材の取り替えの案内、宴会での食べきり(30・10 運動)の呼びかけ

☐ ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた周知活動の実施

例) ステッカー・ポスター・ポップの設置、メニューに食べ残し削減推奨を記載

☐ 食品廃棄物のリサイクル

例) 仕込み過ぎや食べ残り食品の飼料化・堆肥化等

☐ その他の食べ残しを減らすための工夫

例) 料理を食べきった際に、顧客への割引やクーポン券の発行



申請方法

申請書(裏面もしくは区のホームページを参照)を豊島区ごみ減量推進課へ郵送、FAX、電子メールで申請または持参のいずれかの方法で提出してください。

②申込(郵送・FAX・Eメール・持参)

①申請書の記入

お店

豊島区

③登録・HP 掲載

④ステッカー、ポスター、POP を配布

豊島区役所 環境清掃部 ごみ減量推進課

TEL 03-3981-1142 FAX 03-3987-8449 Eメール: A0014801@city.toshima.lg.jp

〒170-0011 東京都豊島区池袋本町 1-7-3 豊島清掃事務所 2 階

豊島区食べきり協力店登録（変更）申請書

豊島区長

年 月 日

申請者氏名

豊島区食べきり協力店登録制度実施要綱第 5 条及び 8 条の規定に基づき、登録(変更)を申請します。

申請区分(該当するものに□をお願いします)： □新規 □変更

1. 基本情報

☆店舗名					
代表者氏名					
☆店舗情報	所在地	豊島区			
	TEL		FAX		
	HP アドレス	http://			
	営業時間		平均人数	名から最大 まで	
	定休日		平均予算	¥ ~¥	
☆店舗区分 ※該当項目に チェックして ください。 (複数選択可)	☐ ファミリーレストラン・一般食堂 ☐ 日本料理 ☐ 西洋料理 ☐ 中華料理 ☐ 韓国料理 ☐ うどん・そば ☐ ラーメン ☐ すし ☐ 居酒屋 ☐ 焼肉 ☐ 喫茶・スイーツ ☐ バー・カラオケ ☐ ファストフード ☐ ホテル・旅館 ☐ その他 ()				
☆おすすめ メニュー	※30 字程度				
☆PR、コメント 等	※30 字程度				
担当者連絡先	所属・氏名		TEL		
	E-mail	@			
確認事項 (チェック)	☐ 当店舗営業者(役員)は暴力団員等に該当せず、また密接な関係ありません。 ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗 営業等を営む事業者ではありません。				

2. 取組項目 (取り組む項目全てに○を記入してください。複数取組可)

	① 小盛メニュー等の導入		② 食べ残しを減らすための呼びかけ
	③ ポスターなどの掲示による、食べ残し削減 に向けた啓発活動の実施		④ 食品廃棄物のリサイクル
	⑤ その他の食べ残しを減らすための工夫 ()		

※「1. 基本情報」の☆印及び「2. 取組項目」を、区のHP に掲載いたします。また、広報誌・啓発物に
掲載させていただく場合がございますのでご了承ください。

3. 掲載物希望枚数

○ポスター希望枚数 枚 ○ポップ希望枚数 枚

※ステッカーは、1 店舗 1 枚とさせていただきます。

※枚数によってはご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。